

平成15年第3回臨時会  
斑鳩町議会会議録

平成15年5月14日  
午前9時15分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	収入役	中野秀樹
教育長	栗本裕美	総務部長	植村哲男
総務課長	西本喜一	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	藤原伸宏	企画財政課参事	野口英治
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	野崎一也	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	教委総務課長	清水建也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 仮議席の指定について
- 日程 2. 議長選挙について
- 日程 3. 議席の指定について
- 日程 4. 会議録署名議員の指名について
- 日程 5. 会期の決定について
- 日程 6. 副議長選挙について
- 日程 7. 常任委員会委員の選任について
- 日程 8. 議会運営委員会委員の選任について
- 日程 9. 特別委員会の設置について（その1）
- 日程 10. 特別委員会の設置について（その2）
- 日程 11. 特別委員会の設置について（その3）
- 日程 12. 議長報告について
  - (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
  - (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
  - (3) 特別委員会正副委員長互選結果について
    - ・(その1) 都市基盤整備特別委員会
    - ・(その2) 広報発行対策特別委員会
    - ・(その3) 市町村合併調査研究特別委員会
  - (4) 都市計画審議会委員について
  - (5) 青少年問題協議会委員について
  - (6) 社会教育委員会委員について
  - (7) 老人憩いの家運営委員会委員について
  - (8) 介護保険運営協議会委員について

(9) 男女共同参画社会推進委員について

(10) 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協  
議会委員について

- 日程 13. 推薦第 1 号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について
- 日程 14. 同意第 8 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることにつ  
て
- 日程 15. 議案第 23 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例について
- 日程 16. 議案第 24 号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程 17. 議案第 25 号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関  
する規約について
- 日程 18. 議案第 26 号 平成 15 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）につい  
て
- 日程 19. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩  
町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 20. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩  
町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 21. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩  
町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 22. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩  
町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について）
- 日程 23. 承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成  
14 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 10 号）について）
- 日程 24. 報告第 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠  
償の額の決定について（その 1））
- 日程 25. 報告第 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 1  
4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）について）
- 日程 26. 報告第 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠  
償の額の決定について（その 2））

日程 27. 報告第 7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時15分 開会)

○議会事務局長(浦口 隆君) おはようございます。

事務局長の浦口です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が議長の職務を行うことになっています。年長の松田議員をご紹介します。

○臨時議長(松田 正君) 松田正でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よってこれより、平成15年第3回斑鳩町臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。町長。

○町長(小城利重君) 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成15年第3回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様にはお繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、議員各位におかれましては、去る4月27日に執行されました町議会選挙に当たり、当選の榮譽を担われ、心からお喜び申し上げます。

さらには、議員皆様には、平素から町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成15年度も既に1カ月余り過ぎ、4月1日付で若干の機構改革と職員の人事異動を行い、新たな体制の中で、「一人ひとりが創り出すまち～歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員ともども一丸となり、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組み、斑鳩町の個性と創造性を十分発揮できるまちづくりを目指し、最善の努力をしているところであります。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りながら、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

本臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど13議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべ

て原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（松田 正君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付をいたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程 1、仮議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によりまして議長において指定することになっておりますので、議長の選挙が終了し就任されるまで、ただいまの着席の席を仮議席と指定いたします。

次に、日程 2、議長の選挙についてを議題といたします。

暫時休憩をいたします。

（午前 9 時 1 8 分 休憩）

---

（午前 9 時 4 3 分 再開）

○臨時議長（松田 正君） 再開をいたします。

議長の選挙を投票によって行うことにいたします。

議場の出入口の閉鎖をお願いいたします。

（議 場 閉 鎖）

○臨時議長（松田 正君） ただいまの出席議員は 1 6 名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって立会人に、1 番、嶋田議員、3 番、飯高議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（松田 正君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1 番議員から順次投票をお願いいたします。1 番、3 番、4 番、5 番、6 番とずっと順序をお願いいたします。

（ 投 票 ）

○臨時議長（松田 正君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（松田 正君） 投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。嶋田議員、飯高議員の立ち会いをお願いいたします。

（事務局長及び立会人 開票）

○臨時議長（松田 正君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票16票。有効投票のうち、森河議員12票、西谷議員4票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって森河議員が当選をされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖を解く）

○臨時議長（松田 正君） ただいま議長に当選されました森河議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

森河議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

○5番（森河昌之君） ただいま皆さんの大きな得票によりまして、こうして議長の重責をいただいたことに対して心より厚く御礼申し上げます。

私といたしましても、今後皆さんとともに、議事進行につきましては十分と審議をしていただきまして、運営を図っていただきたいと思います。何とぞ、わからん私でございますけれども、皆さんの協力をお願いいたしまして、議事を進めてまいりたいと思います。今後とも協力をよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（松田 正君） ありがとうございます。それでは、ただいまより事務局長から議長章をお渡しすることにいたします。

（議長章授与）

○臨時議長（松田 正君） ただいま森河議員のほうから議長就任のごあいさつがありました。したがって、私臨時議長を務めさせていただきましたが、これで新議長と交代をさせていただきます。議事運営にご協力をいただきましてありがとうございました。

それでは、暫時休憩をいたします。

（午前9時54分 休憩）

---

(午前9時55分 再開)

○議長(森河昌之君) 再開いたします。

日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。現在着いていただいております仮議席を本議席として指定いたしたいと思えます。

続きまして、日程4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。4番、西谷議員、6番、浅井議員、両議員を指名いたします。両議員には、よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これに異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたされました。

続きまして、日程6、副議長の選挙を行います。

選挙方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(森河昌之君) ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定によつて立会人に、7番、小野議員、8番、坂口議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付漏れはございませぬか。配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(森河昌之君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願ひいたします。

(投票)



○議長（森河昌之君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。小野議員、坂口議員の立ち会いをお願いいたします。

（事務局長及び立会人 開票）

○議長（森河昌之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票 16 票。中川議員 12 票、里川議員 4 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、4 票であります。よって中川議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖を解く）

○議長（森河昌之君） ただいま副議長に当選されました中川議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき当選の告知をいたします。

中川議員より、副議長当選の承諾及び就任のあいさつをお願いいたします。

○16 番（中川靖広君） ただいま多数の議員の方々のご推挙によりまして、副議長という重責に就任させていただきました中川でございます。どうもありがとうございました。

議長とも協力しながら、また理事者各位の皆様方とも協力しながら、斑鳩町発展のため精一杯努力させていただきたいと思っておりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、就任のごあいさつとかえさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（森河昌之君） 次に、日程 7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 09 分 休憩）

---

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

日程 7、常任委員会委員の選任について、委員会条例第 7 条の規定により議長より指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、松田議員、嶋田議員、小野議員、坂口議員、浦野議員、木澤議員、以上であります。

厚生常任委員会委員に、木田議員、中西議員、西谷議員、里川議員、森河議員でございます。

建設水道常任委員会委員に、浅井議員、三木議員、飯高議員、堯川議員、中川議員をそれぞれ指名をいたします。

常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会の皆様方には、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 8、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定により議長より指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、小野議員、浦野議員、嶋田議員、飯高議員、西谷議員、里川議員、中川議員をそれぞれ指名をいたします。

議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 9、特別委員会の設置について（その 1）を議題といたします。

本案については、設置の必要性につき、先ほど全員協議会でご協議いただいたとおりであります。この結論に基づいて発議するものであります。

この提案は、1つ、都市計画道路の整備促進に関することについて、2つ、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての事務調査を目的といたします。

よって、お諮りいたします。委員会条例第 5 条の規定により、7名の委員で構成する都市基盤整備特別委員会を、事務調査を終了するまで設置することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって、日程 9、特別委員会の設置について（その 1）は、満場一致で可決いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました都市基盤整備特別委員会の委員の選任に

については、委員会条例第7条第1項の規定により、特別委員は議長において指名いたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

都市基盤整備特別委員会委員に、中西議員、坂口議員、嶋田議員、西谷議員、吉川議員、三木議員、木澤議員をそれぞれ指名いたします。

ただいまの指名のとおり、各委員の選任をすることに決定いたしました。各委員の皆様には、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程10、特別委員会の設置について（その2）を議題といたします。

本案については、設置の必要性につき、先ほど全員協議会でご協議いただいておりますので、この結論に基づいて発議するものであります。

この提案は、斑鳩町議会の審査内容を編集し、議会広報を通じて各地域住民の理解と連携を図りながら町政の発展に寄与することを目的といたしております。

よって、お諮りいたします。委員会条例第5条の規定により、6名の委員で構成する広報発行対策特別委員会を設置することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって日程10、特別委員会の設置について（その2）は、満場一致で可決いたされました。

お諮りいたします。ただいま設置されました広報発行対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、特別委員は議長において指名いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。それでは議長より指名いたします。

広報発行対策特別委員会委員に、西谷議員、浦野議員、飯高議員、坂口議員、三木議員、木田議員、それぞれを指名いたします。

ただいまの指名のとおり、各委員の選任をすることに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしくお願いをいたしておきたいと思っております。

続きまして、日程11、特別委員会の設置について（その3）を議題といたします。

本案については、設置の必要性につき、先ほど全員協議会でご協議いただいております。

すので、この結論に基づいて発議するものであります。

この提案は、市町村合併について調査研究を行うことを目的といたしております。

よって、お諮りいたします。委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員15名の委員で構成する市町村合併調査研究特別委員会を市町村合併について調査研究を終了するまで設置することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって日程11、特別委員会の設置について(その3)は、満場一致で可決いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました市町村合併調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、特別委員は議長において指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。それでは議長より指名いたします。

市町村合併調査研究特別委員会委員に、三木議員、小野議員、嶋田議員、松田議員、飯高議員、西谷議員、浅井議員、坂口議員、浦野議員、吉川議員、木田議員、木澤議員、里川議員、中西議員、中川議員をそれぞれ指名をいたします。

ただいまの指名のとおり、各委員の選任をすることに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程12、議長報告を行います。

議長報告(1)から(10)までにつきましては、事務局長から報告をさせます。浦口事務局長。

○議会事務局長(浦口 隆君) それでは、私のほうからご報告をいたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります。総務常任委員会委員長に松田議員、副委員長に嶋田議員、厚生常任委員会委員長に木田議員、副委員長に中西議員、建設水道常任委員会委員長に浅井議員、副委員長に三木議員であります。

以上でございます。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に小野議員、副委員長に浦野議員であります。

次に、都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に中西議員、副委員長に坂口議員であります。

次に、広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に西谷議員、副委員長に浦野議員であります。

次に、市町村合併調査研究特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に三木議員、副委員長に小野議員であります。

次に、都市計画審議会委員についてであります。小野議員、里川議員、飯高議員、西谷議員であります。

次に、青少年問題協議会委員についてであります。里川議員、中川議員、木澤議員であります。

次に、社会教育委員会委員についてであります。松田議員、嶋田議員であります。

次に、老人憩いの家運営委員会委員についてであります。吉川議員、木田議員であります。

次に、介護保険運営協議会委員についてであります。浦野議員であります。

次に、男女共同参画社会推進委員についてであります。里川議員であります。

次に、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会委員についてであります。小野議員であります。

以上です。

○議長（森河昌之君） ただいま事務局長から報告をさせましたとおりであります。皆様方には、よろしくお願いをいたします。

次に、日程13、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員会委員の任期が、本年6月30日付をもって任期満了となります。よって農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦に係る農業委員に、中西議員、吉川議員、以上2名の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、中西議員、吉川議員の退席を求めます。

（中西議員、吉川議員退席）

○議長（森河昌之君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の方を、農業委員会委員として推薦することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名をいたしました2名の方を推薦することと決まら

た。

(中西議員、吉川議員着席)

○議長(森河昌之君) 中西議員、吉川議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委員の推薦については、満場一致をもって推薦することにいたしました。各委員には、よろしく願いをいたします。

続いて、日程14、同意第8号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松田議員の退席を求めます。

(松田議員退席)

○議長(森河昌之君) 理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、同意第8号につきまして私のほうからご説明申し上げます。

本案につきましては、議会選出の監査委員の任期が、平成15年4月29日をもって満了したことにより、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第8号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町龍田北5丁目3番49号

氏 名 松田正

生年月日 昭和4年3月25日

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。原案どおりご承認を賜りますようによろしく願い申し上げます。

○議長(森河昌之君) お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり同意いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。同意第8号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意をいたされました。

（松田議員着席）

○議長（森河昌之君） 松田議員にお知らせいたします。斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意をいたされました。よろしく願いいたします。

続きまして、日程15、議案第23号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程16、議案第24号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程17、議案第25号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について、日程18、議案第26号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、日程19、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、日程20、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程21、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、日程22、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について）、日程23、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）、日程24、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））、日程25、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）、日程26、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））、日程27、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）、以上13議案を一括上程いたします。

町長から本会議に付託されました議案の提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 本臨時会に付議いたしました各議案の概要につきまして説明をいたします。

まず、議案第23号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成15年4月1日から施行されたことにより、この改正に伴い、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介護補償の額を改定することとし、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成15年4月1日から施行されたことにより、この改正に伴い、当町の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げることとし、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約についてであります。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律が平成13年12月1日から施行されたことに伴い、竜田郵便局、法隆寺郵便局、斑鳩興留郵便局の三局で住民票、印鑑証明書、納税証明書等の証明書の交付を行い、郵便局と町が連携した新たな住民サービスに取り組むため、本規約につきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,501万9,000円とするものであります。

内容といたしましては、平成15年第1回斑鳩町議会臨時会においてご議決をいただきました平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の設置につきまして、すべての同一請求関係町におきましても、議会の審議の結果、可決されましたことから、歳入予算で、合併協議会の設置に伴い、国から交付される市町村合併準備補助金500万円の追加補正と、歳出予算では、合併協議会規約第14条第2項の規定に基づき負担する運営経費負担金500万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。



平成15年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成15年3月31日に公布され、この改正に伴い、平成15年4月1日から実施するものについて改正するものであります。

その主な改正点であります。土地に係る固定資産税の負担調整措置の維持として平成15年度評価替えの実施により、固定資産税が大幅な減収となることや、市町村財政が極めて厳しい状況であること等を踏まえ、商業地等の宅地に係る課税標準額の上限を評価額の70%を維持するとともに、課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置を実施するとともに、一般農地についても負担調整措置を現行と同様とし、一般市街化農地に対しても課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置を講ずるものであります。また、特別土地保有税については、地価が下落し、資産デフレが進行する中、土地の利用価値を重視する方向への土地市場の構造的変化等、市場を巡る諸情勢に対応するため特別土地保有税を課税停止するものであります。これらの改正内容について、地方自治法第179条第1項の規定により平成15年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成15年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成15年3月31日に公布され、都市計画税については、固定資産税と同様の税負担の引き下げ措置及び据置き措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成15年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成15年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成15年3月31日に公布され、介護納付金課税額の上限を7万円から8万円に改正、また国民健康保険税課税の特例として先物取引の差金決裁に係る損失の繰越控除の適用が行われました。この改正に伴い、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成15年3月31日付

で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について）であります。

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成15年3月31日付で公布されたことに伴い、斑鳩町母子医療費助成条例第4条第1項第2号及び第3号中、助成金の支給制限を規定している児童扶養手当法施行令第2条の4「第4項」を「第5項」に改める必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により平成15年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,108万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億1,356万2,000円とするものであります。

本補正予算につきましては、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び地方特別交付税の確定と地方債の許可予定額の確定に伴う補正であり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成15年3月31日付で町長専決処分をさせていただいたものであります。

その主な内容であります。まず、歳入予算につきましては、第2款地方譲与税では、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税で297万1,000円の増額、第3款利子割交付金では、1,373万2,000円の減額、第4款地方消費税交付金では、1,725万4,000円の減額、第5款ゴルフ場利用税交付金では、363万3,000円の増額、第6款自動車取得税交付金では、587万7,000円の減額、第8款地方交付税では、4,994万8,000円の増額、第9款交通安全対策特別交付金では、16万8,000円の増額補正であります。

次に、第13款県支出金では、市町村事務処理交付金の交付により、128万9,000円の追加、第15款寄附金では、公共施設整備事業協力金の受入れにより、150万円の増額、第18款諸収入では、平成14年度財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金の交付により、253万8,000円の追加補正であります。

第19款町債では、地方債許可予定額の確定により、410万円の減額補正であり、その内訳につきましては、衛生債で1,210万円の減額、土木債で1,640万円の増額、消防債で90万円の増額、臨時財政対策債で740万円の減額、減税補てん債で190万円の減額となっております。

次に、歳出予算についてであります。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財政管理費で、公共施設整備事業協力金の受入れに伴う公共施設整備基金積立金150万円の増額補正、第4款衛生費、第1項保険衛生費、第1目保険衛生総務費では、水道事業会計出資金の確定により1,210万円を減額補正するものであります。

また、その他各費目におきましては、町債の許可予定額及び県支出金等の特定財源の確定に伴い、予算額の補正を行わず財源の振替を行ったものであります。

なお、収入財源の増加により生じた額3,168万4,000円につきましては、予備費に留保いたしました。

次に、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））であります。

去る平成15年1月4日、町道305号線の斑鳩町高安1丁目7番先において、道路に瑕疵があり、走行中の車両に被害を与えたことによる損害賠償額が決定したことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）であります。

内容といたしましては、さきの報告第4号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います。損害賠償に係ります保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,247万8,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））であります。

去る平成15年4月1日、斑鳩町法隆寺1丁目4番34号において、衛生処理場職員が、可燃ごみ収集車を運転中、民家の塀に接触し、瓦を破損させたことによる損害賠償額が決定したことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）であります。

内容といたしましては、さきの報告第6号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係ります保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,001万9,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、町長専決処分につきましては、いずれも事務処理上、あるいは法制度の改正に伴い、やむを得ないものについて専決処分の措置をさせていただいたものであり、よろしくご理解を賜りますとともに、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程15、議案第23号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第23号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第 23 号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
標記について、地方自治法第 149 条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 15 年 5 月 14 日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明を申し上げます。最終のページをお開きいただきたいと思っております。

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 96 号）が平成 15 年 4 月 1 日から施行されたことにより、これの改正に準じて、当町の非常勤消防団員等に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介護補償の額を改定することにし、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

1 つ目の補償基礎額の改定でございます。

アといたしまして、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のように改定しますということで、別表第 1 の改定でございます。階級ごとにご説明申し上げます。

団長及び副団長でございますが、10 年未満につきましては、現行 1 万 2,870 円を 270 円減じ 1 万 2,600 円に、10 年以上 20 年未満につきましては、現行 1 万 3,790 円を 290 円減じ 1 万 3,500 円に、20 年以上につきましては、現行 1 万 4,700 円に 300 円を減じ 1 万 4,400 円とするものでございます。

続きまして、分団長及び副分団長でございます。10 年未満につきましては、現行 1 万 1,040 円に 240 円を減じまして 1 万 800 円に、10 年以上 20 年未満につきましては、現行 1 万 1,950 円に 250 円を減じまして 1 万 1,700 円に、20 年以上につきましては、1 万 2,600 円そのままでございます。

続きまして、部長、班長及び団員でございます。現行 9,200 円から 200 円を減じ 9,000 円に。ただいまのは 10 年未満でございました。次、10 年以上 20 年未満でございますが、現行 1 万 120 円から 220 円減じまして 9,900 円に、20 年

以上につきましては、現行そのままで1万800円でございます。

次、イでございます。消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最高額を、現行1万4,700円でございますが、300円を減じ1万4,400円に、最低額を、現行9,200円でございますが、200円減じ9,000円に改定するものでございます。これは、第5条第2項第2号の関係でございます。

次にウでございますが、一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者に係る扶養加算額を467円に、配偶者以外の扶養親族に係る扶養加算額を3人目から1人につき167円に改定いたします。これは、第5条第3項の関係でございます。

次に、第2号の介護補償の額の改定でございますが、介護補償の額を次のように改定しますということで、第9条の2第2項関係でございます。

他人介護の上限でございますが、常時介護の場合、現行10万8,300円から2,200円減じ10万6,100円にするものでございます。次に、随時介護でございますが、現行5万4,150円から1,100円を減じまして5万3,050円にするものでございます。

続いて家族介護でございます。最低保障でございますが、現行5万8,750円を1,170円減じまして5万7,580円に、それと随時介護でございますが、現行2万9,380円を590円減じまして2万8,790円にするものでございます。

以上の改定の理由でございますが、昨年度実施されました国家公務員の等級表の引き下げ改定等に準じ、民間給与等の逆格差の是正として改定されるものでございまして、等級表では、平均2.3%引き下げることから、これに準じた改正内容となっております。つけ加えてご説明とさせていただきます。

2点目の適用関係でございますが、平成15年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例によることになっておるものでございます。

改正条例の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますがご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。里川議員さん。

○14番（里川宜志子君） 町長の提案説明を読ませていただきましたときに、損害補償の適正化を図るためにこの補償基礎額及び介護補償の額を改定するというふうな形で提案をされてまいりました。

今、総務部長のほうから、人事院勧告の関係であったり、民間の給料の件であったり、出されまして2.3%の引き下げということでおっしゃられたわけなんですけれども、ただ非常に危険な仕事をしていただいている消防団の皆さん方の補償にかかわる問題ですので、金額がこのように引き下げられることについては、やはり私たちはきちんとこの問題については見ていかないといけないのではないかとこのように考えているところなんです。

2.3%の引き下げとおっしゃられたので、それについては理解は、そういうことなんだということで理解はできたわけなんですけれども、私のほうとしましては、この介護保険なんかについても利用料も上がってきているわけなんです。軽減措置などもされない、利用料についても引き上げられてきているという中で、ここにおいては、補償の問題については引き下げられているということについても、どうしたものかなど。本当に危険なお仕事をしていただいている消防団員の皆さん方にも、担当としては、このようなことで改定をされるのであれば、きちんとやっぱりご理解をしていただく、そして業務にかかわっていただくときには、危険な状況が多いわけですからね、そのことについてやはりそれぞれの団員の皆さんに気をつけていただかなければならないというふうに私は思うわけなんですけれども、そのところについて担当のほうでもう一度考え方について確認をさせていただいておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 消防団員の方につきましては、非常備消防としての活動の中で、住民の生命、財産を守るために日夜一生懸命やっただけのことについては、我々としては敬意と感謝を申し上げるところは同感でございます。そうした中で、こうした活動につきましての公務災害についての補償はされていくというものでございまして、これにつきましては、過去これまで、人事院勧告等がありましたら、それに準じて改定もされてきておまして、今回、昨年度引き下げがありましたことから、それに合わせましていわゆる改定されるものでございまして、そういった点についてはご理解をいただきたいと思います。

ただ、おっしゃっておりますように、消防団員の方につきましても、敬意、そういっ

た感謝の気持ちについては我々も同感でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この問題につきまして、私もあえて反対するつもりはないんですが、ただ今後の業務についても、やはり団員の皆様方気をつけていただくということについては、担当、さらに留意をしていただいて、このような状況が起こらないように努めていただきたいということをつけ加えておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんね。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第23号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、満場一致で可決されました。

続いて、日程16、議案第24号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第24号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第24号

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に

関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明させていただきます。最後のページをお開きいただきました



いと思います。一番裏でございます。

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第97号）が平成15年4月1日から施行されることにより、この改正に準じて、当町の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げることとし、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

1点目の改正の内容でございますが、退職報償金の支払いの額を引き上げるものでございまして、下記の表のとおり、階級及び勤続年数に応じましてそれぞれ2,000円を引き上げられるものでございます。なお、平均0.47%となっております。引き上げ率は、平均0.47%の引き上げ率となっております。階級と勤務年数の表の説明は省略させていただきます。

次に、2点目の実施時期でございますが、平成15年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日以前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によりますということでございます。

改正条例の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第24号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程17、議案第25号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱

いに関する規約についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第25号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) それでは、議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

まず議案書の朗読をいたします。

議案第25号

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について  
標記について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

議員の皆様方にも既にご承知をいただいておりますように、平成10年の11月に当町の役場庁舎内に自動交付機を設置をいたします中で、平日は午後8時まで、そして12月31日から翌年の1月3日までを除きます土曜日、日曜日及び休日には、午前8時30分から午後8時までの間、住民票、印鑑証明書、納税証明書の発行を行ってまいりました。住民の方々へのサービス向上に努めてきているところでございます。

しかし、地方公共団体が処理する事務のうち、特定のものを郵便局において取り扱うための措置を講じることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的といたしまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律が、平成13年12月1日より施行されたことに伴いまして、当町といたしましても、先ほども申し上げましたように、自動交付機によりますサービスの向上だけではなく、当該法律の第2条第1項に規定されております事務の一部を除きまして、竜田郵便局、法隆寺郵便局、斑鳩興留郵便局で取り扱っていただくことによりまして、住民の方々近く郵便局でも住民票等の各種証明書の交付が可能になりますことから、より一層の住民サービスの充実が図られる、このように考え

ております。

今回、本臨時議会に上程をさせていただいております規約につきまして、簡単にご説明を申し上げたいと思います。まことに恐れ入りますが、議案書の2ページ目のところをごらんいただきたいと思います。

当該の規約は7条からなっているところでございます。

まず、第1条では、事務の取り扱いができる郵便局を、竜田、法隆寺、斑鳩興留の3郵便局と。また、3郵便局が取り扱います事務の範囲を規定をいたしているところでございます。

次に、第5条でございますけれども、第5条では、取り扱い時間といたしまして、土曜日、日曜日、休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日を除きます午前9時から午後5時までということで規定をさせていただいているところでございます。

また、当該事業の開始日につきましては、本年の6月1日からでございますけれども、この日が日曜日となっておりますことから、実質の稼働は翌日の6月2日からと、このように考えております。

なお、規約本文につきましての朗読は省略をさせていただきたい、このように思います。何とぞ本件につきまして、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 少しお尋ねをしたいと思います。

取り扱い方法のところ、第2条として書いていただいているんですけども、これ斑鳩町の住民課、そして郵便局ともに担当のほう、扱う方については限定をされているのかどうかということを確認をさせていただきたいと思います。

それと、県下並びに全国的に見て、この法律施行に伴って郵便局でこういったことができるようにするという動きについてどうなっているのか。

それと、住民票コードのネットワーク、ことしの8月から進んでいく、それとの関連性はどのようになっているのかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、取扱者が限定されておるかということでございま

すけれども、郵便局におきましては、取り扱っていただきます郵便局におきましては限定をさせていただいております。住民課のほうにつきましては、担当の職員、住民課の職員がすべて対応できるということしております。

それと、全国の動きの関係なんですけれども、先ほども申しあげましたように、この法律が平成13年の12月の1日から施行されております。15年の3月31日までの間、平成13年の12月1日から平成15年の3月31日までの間で実施をされております市町村が、全国で43の市町村がございます。そして、平成15年の4月1日以降から実施をするということで聞いております、15年の4月1日から稼働されている市町村が、43市町村プラス11市町村がございます。そして、15年度中に事業実施の予定のところ、我々把握いたしておりますのが、当町を含めまして2町ということで現在確認をさせていただいているところでございます。

この8月から実施がされます住民基本台帳のネットワークの関係との関連でございますけれども、一応8月から実施されます分につきましては、広域交付の関係等の考え方からつきまして、現在この規約を上程させていただいております事業とは関連性はないと、今現在斑鳩町にお住まいの方が自分の住民票等を交付をお受けになるときにこの3つの郵便局でとっていただけるような状態になるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今の説明でよくわかりましたけれども、ただ私たちが郵便局でとりたいと思ったときに、住民基本台帳ネットワークシステムが始まりまして、新しいカードを持っていったとしますね。そしたら、何を携えていけば郵便局で私たちはとれるようになるのか、何を携えて可能とするのかというところについての考え方も示しておいてください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 交付を受けていただくのは、本人もしくは同一世帯ということで規約のところにも明記をさせていただいております。そして、本人というのは、確認をさせていただくとすれば、パスポートもしくは免許証等になろうかと思っております。それと、同一世帯であるかどうかというのは、保険証等の関係で確認を郵便局のほうでまずしていただくというような状況で考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ほぼ答えていただきましたが、私が一番答えていただきかけたところが抜けていたと思うんですが、住民基本台帳ネットワークシステムが始まりまして、そのカードを購入していただく住民の方があったと。それと、今現在発行されているパゴちゃんカードもあると。そういったものでも身分証明書として郵便局のほうへ提出して取り扱うことをしていただけるのかどうか。パゴちゃんカードについて、それと8月から施行されますネットワークシステムのカードについて、それぞれの見解をお示しをしていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今申されてますように、ICカードもしくはパゴちゃんカードといいますと、パゴちゃんカードをもって印鑑登録証明等が可能ということありますので、そういうことで、その分につきましてその方がご本人であるかどうかというのは確認ができませんので、ICカードもしくはパゴちゃんカードでの交付ということにはなり得ないというふうには考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） いえ、郵便局へ私たちは何をもっていけばとれるかというところで、それらのカードについてはどうなんでしょうかとお尋ねをさせていただいております。免許証、パスポート、保険証ということをはいただいているわけなんですけれども、ただ役場でとれるように、パゴちゃんカードなり、そういった8月から施行されますカードについて、郵便局でもそのカードのみで可能なのかどうかというところをお尋ねをしたかったわけなんです。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほども申し上げましたように、本人の確認をいたしますというのは、免許証、もしくはパスポートということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第25号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第25号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約については、満場一致で可決いたされまし

た。

続いて、日程18、議案第26号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）  
についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会  
付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議案第26号については、委員会付  
託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第26号

平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議  
会の議決を求めます。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円  
を追加し、歳入歳出それぞれ83億8,501万9,000円とするものでございます  
。

内容といたしましては、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町  
合併協議会規約第14条において、協議会の運営に要する経費に充てるため、7町均等  
に負担することといたしてありまして、7町で協議をいたしましたところ、各町500  
万円を負担し、総額3,500万円をもって合併協議会を運営していくこととなりました  
。この運営負担金について補正をお願いするものでございます。

なお、この負担金については、市町村合併準備補助金といたしまして、全額国より補  
助金の交付を受けることとなっております。

それでは、補正予算書によりご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳出からでございます。第2款総  
務費、第1項総務管理費、第6目企画費において、第9節負担金補助及び交付金で50  
0万円を増額させていただくものでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございます。負担金の財源といたしまして、第12款国庫支出金、第2項国庫補助金、第6項総務費国庫補助金において、第1節市町村合併準備補助金として500万円を計上いたしております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算書の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億8,501万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 町の広報5月号で、市町村合併のシリーズ11で準備事務局の発足とかそういうことで記事を書いていたのを読まさせていただいたわけなんですけれども、これを読ませていただく中で、ちょっと感じたことなんです、協議会の会長、副会長についてはここに明記していただいているんですが、重要な事務局のほうの体制ですね。斑鳩町の場合は、課長補佐級と係長級の2名を派遣していただいていると思うんですが、ところによっては部長級がお出になっているということなども聞いているんですが、事務局の体制についてももう少し詳しく教えていただきたい思います。

それと、これもよそから聞こえてきたんですが、第1回の法定協をいつスタートするのかというような予定で段取りを進めていただいているのかということもあわせてお聞きしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 事務局体制でございます。総勢15名でございます。うち、各町から2名ということで、会長を内定いたします河合からは部長ともう1人、副会長の三郷町からは課長級ともう1人ということで、そのほかにつきましては、いわゆる課長補佐級プラス係長という形でなっております。

それと、体制でございますが、そうした中で、局長、それと局長補佐、それとその中で班体制4班ありまして、総務班、計画班、調整第1班、調整第2班と4班体制で事務を進めていくということになっておるものでございます。そこへ県の職員が1名来ていただくということになっております。現在そういった中で15名体制で準備をしております。

それと、第1回目のいわゆる協議会でございますが、来月の6月8日に開催されるということになっております。日程の調整がなかなか難しく、日曜日の開催ということでございますが、現在そういったことで第1回会合に向けて事務を進めているところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、ご説明からいきますと、そしたら、河合町の部長級の方が局長さんで、三郷町の課長級の方が局長補佐ということで受けとってよろしいのでしょうか。

それと、県から来られた方は、特に別に、各班に分かれて入ってはるだけで、特別な役職を県の職員さんがお持ちになっているのかどうかというところ、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ちょっと説明が十分でなくて申しわけございませんけれども、県から来ていただいている方につきましては、事務局長という形で、局長の次に事務局長、次に事務局長補佐という形の体制でございます。その下にそれぞれ4つの班が置かれておるという中で班長を置いて。もう一度申し上げますと、事務局長、事務局次長、事務局長補佐ということで、事務局長は河合からの部長、事務局次長につきましては県からの派遣職員、事務局長補佐につきましては三郷町の課長級の方を充てると、その下に4つの班があつて班長があります、班員がおりますということでございます。総勢15名でございます。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。



お諮りいたします。議案第26号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議案第26号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程19、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて  
(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記の件について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成15年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。最後のページをお開きいただきたいと思います。

#### 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成15年度、地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）等が平成15年3月31日公布されたことにより、これに基づき町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正点でございます。

1つ目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置の維持でございます。

平成15年度評価替えの実施により、固定資産税が大幅な減収となること、市町村財政が極めて厳しい状況であること等を踏まえ、商業地等の宅地に係る課税標準額の上限（評価額の70%でございますが）を維持するとともに、課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置を実施するということでございます。これは、付則の第12条及び付則第12条の2の関係でございます。

まず、1つ目の宅地でございますが、アで負担調整措置でございます。商業地等、住宅用地とともに現行と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続するというものでございます。これは、付則第13条関係でございます。

イでございますが、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据え置き措置でございます。

地価の下落等にかんがみ、都市部を中心とした大幅な地価の下落による納税者の負担に配慮し、平成9年度から講じられている臨時的な税負担の据え置き措置を継続するというものでございます。

それと、税負担が上昇する土地であっても、次の2つの要件をいずれも満たすものにつきましては、税額を据え置くものでございます。これは、付則第13条の3でございます。

1つ目といたしましては、その土地の負担水準が商業地等では45%以上、小規模住宅用地では55%以上であること。

2つ目には、その土地の3年間の評価額の下落が全国平均、これはマイナス15%でございますが、全国平均以上であることというものでございます。

次に、ウでございます。平成16年度及び17年度における価格の修正でございます。

固定資産の評価額は、地方税法上基準年度の価格を3年間据え置くこととされておりますが、据え置き年度である平成16年度及び17年度には、地価に関する指標からさらに下落傾向が見られる場合につきましては、簡易な方法により価格の修正ができる特例措置を講ずるというものでございます。これは、付則第11条の2でございます。

次に農地でございますが、めくっていただきまして、一般農地に対する固定資産税の負担調整措置につきましては、現行と同様とするということで、これは付則第13条関係でございます。

次に、一般市街化区域農地に対する固定資産税につきましては、課税標準額の上限を評価額の3分の1とするなどの措置を講ずるというものでございます。これは、付則第13条の2の関係でございます。

2点目でございますが、特別土地保有税の課税の停止でございます。現下の経済情勢等にかんがみ、平成15年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税を実施しないというものでございますが、本町につきましては、そういった課税は現在のところいたしておりません。

3つ目でございます。その他でございますが、法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り、均等割の非課税措置を講ずるというものでございます。これは第17条関係でございます。

以上の内容でございますが、改正条例の説明につきましては省略とさせていただきます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）は、満場

一致で承認いたされました。

続いて、日程 20、承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第 2 号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

承認第 2 号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 15 年 5 月 14 日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第 4 号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記の件について地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 15 年 3 月 31 日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明させていただきます。最後のページをお開き願いたいと思います。

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成 15 年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成 1

5年法律第9号)等が平成15年3月31日に公布され、固定資産税の改正に伴い都市計画税条例についても所要の改正が行われ、これに基づき都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点でございますが、1つ目は、固定資産税同様、負担調整措置及び課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡を図る措置を実施するというものでございます。2つ目には、条例による減額措置の法定化に伴う所要の経過措置を講ずるというものでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。改正条例の説明は省略とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森河昌之君) 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程21、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) それでは、承認第3号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記の件について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成15年3月31日

斑鳩町長 小城利重

本件につきましても、最後のページに要旨を添付をさせていただいております。これに基づきましてご説明をさせていただきます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成15年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、これに基づき斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

今回の地方税法の改正に伴う斑鳩町国民健康保険税条例の改正は、介護納付金課税額の上限を7万円から8万円に改正すること、また国民健康保険税課税の特例として先物取引の差金決裁に係る損失の繰越控除を適用することを内容としているところでございます。

なお、国民健康保険税条例の改正本文につきましても朗読は省略をさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。1

4番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この国保税に関しましては、ここに書いてますように、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が交付されたことに基づいて斑鳩町としてはこのように専決処分をしたというふうに言われているわけなんですけれども、けれども、国のほうがこういった法律の改正をしましても、準則は示してくると思うんですけれども、国民健康保険税については市町村の裁量というものがあるはずなんです。ですから、今回のこの改正が行われたときに、斑鳩町としてはどのようにお考えになったのか。もう上から言うてきたからそのまま、はい、しますとなっているのか。それとも、上限7万から8万円に改正する分についても、一定のやっぱり分析をした上で斑鳩町として決断を下しているのか、このところは確認をしておきたいと思いません。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今申されてますように、当然市町村の裁量ということになるんでございますけれども、この間におきまして、当町といたしましても、全国的な傾向ではございますけれども、介護保険給付の増加ということもあろうかと思えます。そのような中で、このような措置が行われたものと考えております。

それとまた、この7万円から8万円に引き上げを行わなかった場合には、本来引き上げによります増額となる分につきましては、高額納税者の以外の方々にもそういうことで、高額納税者以外の方を含めまして被保険者全体でその負担をしてもらわなければならないということも想定する中で、この限度額の7万円から8万円の引き上げということで専決処分をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 14年度の加入世帯で見まして、介護2号被保険者に該当する世帯が斑鳩町では2,327世帯あるわけなんです。そのうち限度額適用世帯というのは、14年度で84世帯あったわけです。この84世帯で限度額の改正が行われるであろうというふうに予測はされるわけなんです、純粋に84世帯で1万円上がったら84万円ですよ。この84万円という問題について、もうちょっときちんとした考え方を持っていただきたいというのが私の思いなんです。

値上げをした分、それと一つ気になっているのは、特別な事情があった場合に軽減することができるという、このところで、既に7割軽減、5割軽減、2割軽減という国

保税には軽減措置はありますが、それとともに特別な事情がある場合には軽減できる状況があると思うんですが、それについて、14年度どのような状況にあったのかということはずごく私気になっているんです。特別な事情として申し込まれているかどうか。

それと、滞納世帯は、14年度321世帯、滞納総額5,305万3,850円という滞納額、単年度であるわけですね。これらの問題についてもきちんと分析がなされているのか、そういうことをした上で限度額を引き上げるというふうにやっておられるのかということについては、やはり私たちはこのところについては、行政側に、担当のほうに指摘をやっぱりきちとさしていただかなければならないというふうに考えます。

いろいろ言いましたけれども、軽減した数ですね、そういった状態はあったのかどうかということも教えていただきたいです。

分析の状況ですね、今後この滞納の状況がどんな状況であるのか、どういうふうにしていかれるのかということについて、担当としての考え方もお示しをしておいていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 介護納付金の関係での軽減措置の世帯というのは、14年度で実績としてはございません。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） そうですね。今の回答で私はよけいにだから言いたいわけですね。84世帯は引き上げられたと。けれども、本当に困ってはるご家庭について軽減をその分考えれるのかという、そういった分析の仕方をやはり担当としてはしていただきたいというふうに私は思います。

それと、滞納の状況、かなりやっぱり厳しい状況があるんだろうと思うんです。いろいろな状況があると思います。けれども、行政とのトラブルによって滞納が生じているというケースなども中には見受けられる場合もあります。こういったものにつきましては、やはり担当のほうで解消する努力をしていただきたいと思うんです。言わば、今度のこれにいきますとね、前年度そのまま適用しましても84万円ふえるだけの議案といえども、私たちはこの国民健康保険税に関しましては、もったきちと見ていきたいという思いがありましたので質問をさせていただいたわけなんですけど、滞納の状況についても、今84万引き上げられるといいますけど、滞納が5,300万ほどあるわけですから



からね、そういう中でその辺の分析についてもきちっと考え方を示しといていただくべきであるというふうに私は思っています。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 滞納の関係につきましては、確かに議員も申されますように、行政に対してのご不満という方もおられることは、当然我々も承知をいたしております。そういう方々に対しましては、いろいろな担当課にも同行していただく中でご理解をいただくようなことも手段としては講じてきておりますし、滞納の関係につきましては、短期の保険証等の発行に際しましての、その方々と面談をする中で、今現在のそういう支払いができないような状況のある中で、支払いができる範囲の中でのお支払いということもお話をさしてもらいます中で、分納をしていただくような形での話し合いをずっとさせていただいているということでもございます。根気よくこういう形で滞納をされている方々のそういう家庭の状況等の分析も当然必要になろうかと思えますけれども、ご本人さんと直接面談をする中で、粘り強くそういう滞納の整理を、納税をしていただくような形での話をさせていただくということで、以前からも、質問者が申されてますようなことにつきましてはお答えをさせていただいているようなことになろうかとは思いますが、今後もそのような形で引き続き滞納者と面談を交わす中で粘り強くそういう形での説得なり交渉を進めていきたいなど、このようには考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長のほうからいろいろとご方針をお持ちであるというふうにはお聞きをしたわけですが、限度額適用世帯、84世帯、84万円を引き上げることよりも、そういった問題を行政としてきちんと片づけていくことのほうが私は重要であるというふうに認識を持たせていただいているということをお願いして、質問については終わりたいと思います。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議ありとのことです。これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

地方分権と言われる中で、こういった国から準則が示されながら、町が独自に十分な検討をしてきているのかというところについても、まだまだ不十分ではないかということ。それと、1号被保険者の保険料というのは、条例に基づきまして議会のほうへ提出をされまして、これは議決を必要としております。けれども、2号被保険者の保険料に当たります介護納付金課税額、これにつきましては、今出されてまいりましたように、専決処分をされてもう既に値上げが決定されて出てくるということについて、やっぱりこのあり方については私は問題があるのではないかというふうに感じています。

そして、国保の加入者の中でも介護2号世帯ですね、こういった中でも本当に今大変な状態の方もある中で、軽減などもやっぱりこれからは考えていただかなければならない事情も出てくるのではないか。引き上げがあればやはり引き下げるといふ部分があるべきではないか。それと、介護給付費納付金にいたしましても、14年度から15年度、やはり1,700万ぐらいはふえるわけですね。ですから、こういった中で滞納整理などの努力、こういったこともさらにしていただきたいというふうに思っております。

この2号被保険者につきましては、40歳から64歳、特定疾病のみ介護保険が適用されまして、なかなか受給資格もありません。そんな中で高額を支払う抵抗感というのは、被保険者にとっても大きな抵抗感、こういったものを口にされる方の意見をたくさん聞いております。やっぱり今後もこういった方々に制度の趣旨をご理解していただく努力をしていただきたい。そして、滞納整理についても、その方のご事情に応じてしっかりとやっていただきたい。

この限度額の計算根拠につきましても、私は7万円のときから計算の根拠は不明確であったということも申し上げておりましたので、そのこともつけ加えさせていただきたいと思います。

以上、簡単ですが反対の意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

。

○議長（森河昌之君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ただいま議題となっております承認第3号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る町長専決処分について承認を求めることについて、賛成の立場から意見を申し上げます。

介護保険につきましては、高齢者人口及び要介護認定者が増加し、制度の定着が進む中、介護に係る保険給付は全国的に確実に増加の傾向を示しております。本町におきましても、介護保険給付は年々ふえており、見直された介護保険事業計画によると、今後の介護サービスの利用についても増加するものと予想されているところであります。

この給付に充てる財源として、第2号被保険者の介護保険料は、医療保険に上乗せして納付いただくことになっておりますが、この給付の伸びに対して全国の第2号被保険者が負担すべき金額も、全体としてそれに応じていかざるを得ない状況であることは十分理解できるところであります。

先ほどの中井部長の答弁にもありましたとおり、このたび地方税法が改正され、介護納付金課税に係る限度額が1世帯当たり7万円から8万円に引き上がることとなりましたが、これは全国的な介護保険給付の増加に伴う措置として行われるものと考えられます。

このようなことから、本町がこの法改正に伴い条例改正を行ったことは妥当なものであると考え、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る町長専決処分について承認を求めることに賛成するものであります。

今後も、介護保険制度、国民健康保険制度が円滑に実施されますことを期待し、私の賛成意見といたします。どうぞ議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森河昌之君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本案を承認することに賛成の方の起立を願います。

（起立する者あり）

○議長（森河昌之君） 起立多数であります。よって、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、賛成多数で承認すべきものと決しました。

続いて、日程22、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会

付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) それでは、承認第4号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第7号

専決処分書

斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について

標記の件について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成15年3月31日

斑鳩町長 小城利重

本件につきましても、後ろから2枚目のところに要旨を添付させていただいておりますので、これに基づきましてご説明を申し上げます。

斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例(要旨)

斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。平成15年3月31日付で母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第150号)が公布されたことに伴い、斑鳩町母子医療費助成条

例第4条第1項第2号及び第3号中、助成金の支給制限を規定している児童扶養手当法施行令第2条の4「第4項」を「第5項」に改める必要が生じたため、平成15年3月31日付をもちまして専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、母子医療費助成条例改正本文の朗読につきましては省略をさせていただきます。

本件につきましても、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例については、満場一致で承認されました。

続いて、日程23、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により

報告し、議会の承認を求めます。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

#### 専決処分書

平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成15年3月31日

斑鳩町長 小城利重

今回の町長専決処分させていただきました一般会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,108万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億1,356万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、地方譲与税、利子割交付金、地方交付税をはじめとする各種交付金及び県委託金の確定と地方債の許可予定額の確定に伴う補正でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして町長専決処分をさせていただきましたものでございます。

それでは、予算に関する説明書によりまして歳入から順次ご説明させていただきます。予算書の9ページをお願いいたします。

第2款地方譲与税では、第1項自動車重量譲与税146万2,000円の増額、第2項の地方道路譲与税では、150万9,000円の増額となっております。

次に、10ページでございます。第3款の利子割交付金でございますが、1,373万2,000円の減額でございます。第4款の地方消費税交付金では、1,725万4,000円の減額となっております。

次に、11ページでございますが、第5款のゴルフ場利用税交付金では、363万3,000円の増額、第6款の自動車取得税交付金では、587万7,000円の減額となっております。

続きまして12ページでございますが、第8款の地方交付税では、特別交付税の額の確定によりまして4,994万8,000円の増額となっております。第9款の交通安

全対策特別交付金では、16万8,000円の増額となっております。

次に、13ページでございます。第13款の県支出金、第3項県委託金では、市町村事務処理交付金といたしまして128万9,000円の増額となっております。また、15款の寄附金におきまして、公共施設整備事業協力金といたしまして150万円の増額となっております。

続きまして14ページをお願いいたします。第18款の諸収入でございます。財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金の受け入れに伴い、第5款雑入におきまして253万8,000円の増額となっております。

次に、第19款の町債でございますが、地方債許可予定額の確定に伴いまして410万円の減額をさせていただいております。内訳といたしましては、第1目の衛生債では、水道事業会計出資債で1,200万円の減額、第2目の土木債では、流域対策施設整備事業債で50万円の増額、まちづくり総合支援事業債で1,080万円の増額、公営住宅建設事業債におきまして510万円の増額となっております。第3目の消防債では、防災まちづくり事業債で20万円の減額、地域情報通信基盤整備事業債で110万円の増額、第4目の臨時財政対策債におきましては740万円の減額、第5目の減税補てん債では190万円の減額とそれぞれなっておりますのでございます。

次に、16ページをお願いいたします。歳出についてでございますが、第2款の総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費におきましては、寄附金の公共施設整備事業協力金の増額分150万円を公共施設整備基金に積み立てさせていただくものでございます。第3款の民生費におきましては、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、県委託金の市町村事務処理交付金の受け入れに伴いまして財源の振り替えを行うものでございます。以下の補正におきましては、補正額がゼロ円となっておりますものは、地方債の許可予定額及び県支出金等の確定に伴い、歳出予算額の補正を行わず財源の振り替えのみを行ったものでございますので、以後説明は省略させていただきます。

続きまして17ページへ移らせていただきます。第4款の衛生費でございます。第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では、水道事業会計出資金の確定によりまして1,210万円を減額するものでございます。

次に、飛びまして23ページへお願いいたします。予備費でございますが、特定財源等の増によりまして不用となりました一般財源3,168万4,000円でございますが、これらを予備費として増額させていただくものでございます。

次に、6ページへお戻りいただきたいと思います。第2表の地方債の補正でございます。地方債の許可予定額の確定に伴い、地方債の借入れ限度額をそれぞれ変更させていただいているものでございます。表の内容の説明は省略させていただきます。

続きまして1ページへお戻りいただきたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

#### 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）

平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,108万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億1,356万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成15年3月31日専決

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で、平成14年度の斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）は、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程24、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））、日程25、報告第5号 議会の委任による町長



専決処分 of 報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）の2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により決定された町長の専決処分であります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって報告第4号、報告第5号の2議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第4号、第5号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって報告第4号、報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず報告第4号についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について（その1））

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

これにつきましては、去る1月4日に、町道305号線において、路面にくぼみが生じているため、走行中の乗用車のタイヤ及びホイールに損傷を与えたものでございます。本件については、建設課が年末に道路パトロールを実施し、路面に異状がないことを確認しており、年末から4日にかけてアスファルトが剥離しくぼみが生じたものと思われまます。今般相手方との示談が成立し、損害賠償の額が決定したことにより専決処分をさせていただきますのでございます。

なお、この事故は町道の瑕疵に起因するものでありますが、相手方の不注意も原因があることから、過去の判例も考慮し、過失相殺で示談を引き出しているものでございます。

それでは、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

#### 専決処分書

##### 損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成15年3月24日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、次のページの損害賠償の額の決定について朗読させていただきます。

町道305号線の斑鳩町高安1丁目7番先において、道路に瑕疵があり、走行中の車両に被害を与えたことによる損害賠償を次のとおり決定する。

1といたしまして、損害賠償の額でございます。2万9,700円。2といたしまして、損害賠償の相手方でございます。大阪府藤井寺市沢田1丁目5-13、味元大祐。

以上、報告第4号の説明とさせていただきますので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第5号について説明させていただきます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

報告第5号

##### 議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

## 専決処分書

平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について

標記の件について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成15年3月24日

斑鳩町長 小城利重

これは、先ほどご説明申し上げました報告第4号の損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入では、第8款諸収入、第5項雑入、第5目雑入で、自動車損害共済金3万円の受け入れでございます。

次に、5ページでございますが、歳出といたしまして、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費で、賠償金3万円を補正計上させていただいたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億9,247万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年3月24日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成14年度の斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この議案書のこととちょっと注文をつけたいと思います。

数年前にも同じようにこの町道305号線ですかね、多分富雄川の左岸側の町道だと思うんですが、同じような損害賠償をした件があります。それで、今の部長の説明の中で、口頭で述べていただきましたけど、くぼみがあったとか、それからパトロールをしてたが見つからなかったというようなことなんですけど、再度、いつ、どういう状況で起きた被害ということで、どうもホイールが壊れたらしいんですが、数年前にも同じようなことでそのホイールのことで損害賠償して、そしてその額ももう少し高かったと思うんですが、今回は運転者にも落度というんですか、それがあからある程度の額が下がっているように聞こえたんですが、できるだけそれらのことを詳細に書いたものをつけてもらいたかったなと思いますし、今もう一度ゆっくりと、いつ起きた被害で、道路パトロールはいつやっていたけどそのときには見つからなかった。どれぐらいの大きさのくぼみであって、どういう状況で、当時もいろいろ議論したと思うんですよ。スピード出し過ぎ違うんかというような話をね。けどそのときは、100%こちらが負担したような記憶があるんです。そのときの当時の道路管理者の答弁も余り納得できるものじゃなかったんですが、今後気をつけていただけるということで承認したと、そのときには専決処分やったかどうかもちよっと記憶から飛んでますが、その点をよろしくちよっと説明してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この事故につきましては、1月4日に町道305号線において、先ほど申し上げました、路面の大きさについてはまた後ほど担当のほうから説明いただきますが、くぼみが生じたということで、走行中の乗用車のタイヤ及びホイールに損傷を与えたというものでございます。

これにつきましては、年末に担当の建設課が道路パトロールをしたときには、そういった異状が見られなかったわけですが、年末から4日にかけての間にアスファルトが剥離しくぼみが生じたものと思われるものでございます。

その相手方にも、先ほど申し上げましたが、不注意もあったことも起因いたしますので、過去の判例も考慮いたしまして、5割の過失相殺で示談させていただいてます。

くぼみの大きさについては、担当の課長のほうから説明させていただきます。

○議長（森河昌之君） 堤建設課長。

○建設課長（堤 和雄君） くぼみの大きさについてでありますけども、これにつきましては、場所は旧の業平橋上流約30メートルのところだったんですけども、そこで幅が

約30センチ、長さにつきましては80センチの表面剥離と路盤が削られていたという状況でございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 1月4日に起きた事故というんですか、それによっていつそしたら損害賠償の決定ができたのか。保険会社との交渉でされたと思うんですが、まず1月4日の事故というんですか、そのことでなぜ今、専決処分をされたものが今出てくるのかちょっと疑問なんです。その経緯をちょっと言うてもらいたい。

それと、道路管理者として、表面が剥離したというのが、年末に——あそこの道路の舗装はいつごろされたんですか。それと、そういうぐあいに、30センチと80センチが剥離というのはどういう状態なのか、もう少しわかりやすいように、何かで削り取られてその事故起きるのか、へこんであったのか、その点もちょっとお答え、総務のほうから順番にやってください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 示談につきましては、専決処分させていただいたその日で相手方と交わしたわけでございますけれども、先ほど申し上げました示談の日3月24日付で示談は成立いたしました。その間、相手方といろいろと交渉を担当のほうでさせていただく中で、最終的には先ほど申し上げましたような過去の判例等から勘案いたしまして、それぞれの過失がありますんで、相殺いたしました結果でその示談が成立したということになるわけでございます。そうした中で、1月4日事故後、そういった話し合いを続けた結果として、いわゆる示談が成立したのが3月24日になったということでございます。

○議長（森河昌之君） 堤建設課長。

○建設課長（堤和雄君） この状況なんです、この路線につきましては道路が、我々としても、傷んでおりますので特に巡回的にパトロールもしてきました。そういった中で、年度末にはこの路線の工事というんですか、舗装の全面復旧について工事が完了しますが、先ほど申しましたように、1月4日の夜の8時ごろですか、通行者の方がくぼみにタイヤをとられてタイヤ破損をしたところでございます。この状況につきましては、宿直者から私のもとへ、8時半ごろうちへ電話をいただきまして、すぐに現場のほうへ急行しました。現場のほうへ行きますと、本人さんは連絡を役場へして帰られたという状況でありましたけれども、すぐに応急復旧という形で職員を呼びまして、ともども現

場で応急処置という形で復旧したところでございます。

剥離ということなんですけれども、そのときには、表面の舗装が全面的にはがれておったということとあわせて、その日につきましては、雨天ということが重なりまして、特に舗装が亀裂状態が起こっていた中で、通行車両に基づきまして表面が飛ばされ、また路盤も同じく掘れたという状況でございます。

以上です。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 1月4日の事故で、その間交渉してて、決着ついたのが3月議会が終わった3月24日だということで、総務部長の答弁については何とか納得します。もっと早く話がつくのじゃないのかなと私は疑問に思っております。

それと、堤課長、申しわけないけどね、もう一回ちょっと言うてほしいんやけどね、年末に道路パトロールで異状がなかった。今の答弁で、オーバーレーンか何か復旧工事をやっていたんですか、その舗装の道路。今、その工事を年末にされていたような発言だったんですが、もう少しちょっと、私もちょっと早口ですが、もう少し、年末のパトロールというのはどういう状態やったんか。総務部長はパトロールや言うてますから、パトロールだったのか、そこらで工事してたのか、その点もちょっと確認させてください。

○議長（森河昌之君） 堤建設課長。

○建設課長（堤和雄君） 年末のパトロールのときにはそういった異状がなかったということです。くぼみがなかったという状況です。それで、その後、正月の間、特にことしの場合は雨という天候もございまして、そういったことが重なりまして、特にこの路線については傷みがあるという状況でもありましたので、我々としてもその状況に応じて修復もしてきました。また、この区間、掘れた区間ですけども、これについては、年度末までに全面的に補修しようというところで計画しておりました。その補修につきましては、3月に発注いたしまして3月に工事を全面的にオールカバーの舗装をしてると、舗装のし直しをしているという状況でございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 最後にしときます。余りしつこく言うたら嫌われるだけやから。

今の、年末に定期的なパトロールをしておられて、そのときそしたら大丈夫やというようにその箇所を現認しておられたのか、それらもちょっと疑問があるんですよ、今の

答弁ではね。それで、その路線については、やはりくぼみもたくさん、いつ舗装したのかちょっと定かでないんですが、傷んでいたということは認識されとるんです、道路管理者としてね。それで年末にパトロールをされてる。そのときは大丈夫やったということなんですが、不幸にもそこで、厚みはちょっとわかりませんが、30センチと80センチぐらいのくぼみができていた。そこへ車もっていったということで生じた事故なんです。

これね、数年前にこの路線であった事故も全く同じような状態で説明をされたんです。雪が降ってたから、多分タイヤチェーンがかいたんだろうと。そういうことでくぼみが生じて、もっと額も多かったと思うんですが、なぜそういうことまでせんなんののだろうか。まずそこらがものすごく疑問が出てくる。あっさりと、くぼみがあったのは見てなかったんだと。道路パトロールしたって、道路パトロールしたときに、年末から4日までの間にどういう状態でそこが剥離するんだと。舗装をきちっとしてあるところが、そこだけくぼみができるというようなことは不自然です。だからその点を私は意見として、もう少し道路パトロールとか、それらも繰り返してもらいたいし、それから当時職員が通勤の途中に道路のそういう瑕疵が生じてないかを見るように指示してますような答弁を議会ですておられるんです。だけど、なおさらまたこうして起きてくるということは、やはりどっかに見落としがあるんじゃないかなと、私は意見としてそれを言うておきたい。

今後、やはりそういうことが、これまだホイールとタイヤの破損でこれぐらいの額で終わってますが、もしその車が人身事故にでもつながったら、もっとやはり道路管理者としての責任を問われると思いますから、その点をもっと自覚してほしいなど、そのように思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）は、終わります。

続いて、日程26、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））、日程27、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）の2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により

決定された町長の専決処分であります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって報告第6号、報告第7号の2議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第6号、報告第7号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって報告第6号、報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

本案について提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、まず報告第6号についてからご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第6号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について(その2))

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

これにつきましては、衛生処理場の職員がロータリー車を運転し、法隆寺1丁目において可燃ごみの収集に従事しておりました際、民家の瓦ぶき塀に接触し、瓦を損傷いたしました。今般相手方との示談が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、引き続き専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

損害賠償の額の決定について



標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成15年4月25日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、次のページの損害賠償の額の決定についてを朗読させていただきます。

斑鳩町法隆寺1丁目4番34号において、斑鳩町ごみ収集車が塀に接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

1といたしまして、損害賠償の額、1万8,900円。2といたしまして、損害賠償の相手方、生駒郡斑鳩町法隆寺1丁目4番34号、山崎良男。

以上で、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第7号について説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成15年5月14日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第9号

専決処分書

平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について

標記の件について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成15年4月25日

斑鳩町長 小城利重

これは、先ほどご説明申し上げました報告第6号の損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただきことにより、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）を専決処分させていただいたものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入では、第18款諸収入、第5項雑入、第4目雑入で、自動車損害共済金1万9,000円の受け入れでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費で、賠償金1万9,000円を補正計上させていただいておるものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

#### 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億8,001万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年4月25日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって質疑を終結いたします。報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を終わります。

以上で、本日開催の第3回臨時会に付議されました各議案については、すべて終了いたしました。

閉会に当たり町長からごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成15年第3回町議会臨時会の閉会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

本日提案させていただきました斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど13議案について、議員皆様方が慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご審議により原案どおりご承認賜りましたことにつきまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります正副議長の選出をはじめ各常任委員会及び特別委員会の各委員等を選出いただき、大変ご苦労さまでした。改めてお礼を申し上げます。

なお、新しく構成されました議会及び各委員会の皆様方に、町の懸案事項等についてご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） これをもって平成15年第3回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。どうも本日はありがとうございました。

（午後3時24分 閉会）